

広島県の建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

◆非住宅建築物

延床面積	手数料額		
	適合証等提出※1	モデル建物法※2	左記以外
300 m ² 未満	10,000円	96,000円	252,000円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	18,000円	122,000円	315,000円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	30,000円	161,000円	407,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	89,000円	261,000円	581,000円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	141,000円	341,000円	716,000円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	178,000円	410,000円	846,000円
25,000 m ² 以上	222,000円	481,000円	965,000円

◆住宅（一戸建ての住宅）

延床面積	手数料額			
	適合証等提出	誘導仕様基準※3	誘導仕様・計算併用基準※4	左記以外
200 m ² 未満	5,000円	19,000円	28,000円	38,000円
200 m ² 以上	5,000円	21,000円	31,000円	42,000円

◆住宅（一戸建ての住宅以外）

延床面積	手数料額			
	適合証等提出	誘導仕様基準※3	誘導仕様・計算併用基準※4	左記以外
300 m ² 未満	10,000円	36,000円	56,000円	76,000円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	22,000円	63,000円	95,000円	127,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	50,000円	114,000円	165,000円	217,000円
5,000 m ² 以上	89,000円	172,000円	241,000円	311,000円

◆複合建築物

複合建築物について認定を申請する場合の手数は、非住宅部分の面積に応じた手数料（非住宅建築物の手数料）と住宅部分の面積に応じた手数料（住宅（一戸建ての住宅以外）の手数料）を足した金額になります。

※1 「適合証等提出」の金額は、次の場合に適用します。
・ 技術的審査機関が交付する適合証を提出する場合
・ 『住宅の品質確保の促進に関する法律』第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（『日本住宅性能表示基準』に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているもの）の写しを提出する場合
※2 「モデル建物法」の金額は、非住宅建築物について、モデル建物法を活用した場合に適用します。
※3 「誘導仕様基準」の金額は、次の場合に適用します。
・ 技術的審査機関が交付する適合証を提出しない場合
・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第二号イ（2）及びロ（2）の基準に適合している場合
※4 「誘導仕様・計算併用基準」の金額は、次の場合に適用します。
・ 技術的審査機関が交付する適合証を提出しない場合
・ 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第二号イ（2）に適合させ、一次エネルギー消費量を同省令第10条第二号ロ（1）の基準に適合させる場合又は外壁性能を同省令第10条第二号イ（1）の基準に適合させ、一次エネルギー消費量を同省令第10条第二号ロ（2）に適合させる場合

◆変更認定申請に係る認定手数料は、通常の認定手数料の半額です。

◆軽微変更該当証明書の交付手数料は、通常の認定手数料の半額です。